

施設長 各位

那覇市医師会
会長 山城 千秋
副会長 友利 博朗



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
県医より「関係通知文書（沖医発第342号F R02.6/2）」が届きましたので下段にてご報告致しますので、よろしくご確認下さいますようご案内申し上げます。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） Tel 098-868-7579

沖医発第342号F
令和2年6月2日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里 哲好
(公印省略)

関係通知文書の送付について（診療報酬関係）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、下記の件について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
なお、下記文書については、県医師会ホームページ並びに県医師会報へ掲載いたしますことを申し添えます。

記

No.	文書番号	発送日	文書件名	HP	会報
1	(保87)	R2.6.2	資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いについて（再周知）	○	○
2	(保88)	R2.6.2	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その20）	○	○

※No.1に関する問い合わせに関しては下記のとおりです。

①社会保険診療報酬支払基金本部
概算前払事務局
TEL03-3598-8180

②沖縄県国民健康保険団体連合会
審査管理課
TEL098-863-2063

令和2年6月2日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払いについて (再周知)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少し資金繰りに苦慮する医療機関が増加していることに対応し、(独)福祉医療機構等から融資が実施されるまでの間の資金繰り対策として、6月下旬に、4月診療分の診療報酬が支払われる際に、加えて5月診療分の診療報酬の一部を概算前払いが実施される旨、5月27日付け(保 80)にてご連絡申し上げたところでございます。

希望される医療機関の申請は郵送で6月5日必着(支払基金はオンライン申請も可)と締め切りが迫っておりますことから、改めてご連絡申し上げます。

都道府県医師会におかれましては、可能な範囲で貴会会員に再周知いただきますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 厚生労働省リーフレット

融資を利用する保険医療機関等の経営者の皆様へ

「5月診療分 診療報酬等の一部概算前払のご案内」

2. 医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払い概要

医療機関等の資金繰り対策としての診療報酬等の概算前払い

令和2年度第二次補正予算案:35億円(利子等)

- 福祉医療機構等の融資が実施されるまでの間の対策として、本来7月に支払われる5月診療分の診療報酬等の一部を6月に受け取れることを希望する医療機関等(薬局・訪問看護ステーションを含む)に対して、概算前払いを実施する。
 - 概算前払額は、令和2年4月診療分(6月支払分)の額と令和元年12月～令和2年2月診療分の3か月平均額との差額に8分の10を乗じた額とする。
 - 7月の診療報酬等の支払時には、6月に前払いした分を減額する(減額できない場合は医療機関等から審査支払機関に一括納付)。ただし、融資の遅れなどにより7月の診療報酬等の減額が困難な医療機関等に対しては、猶予の相談に応じる。
- ※ 申請受付開始:5月27日(水)、申請締切:6月5日(金)(必着)、前払い分の支払い:6月22日(月)

支払額の例

【前提条件】

令和元年12月～令和2年2月診療分の3か月平均診療報酬支払額:20億円

令和2年4月診療分の診療報酬支払額:16億円、令和2年5月診療分の診療報酬支払額:16億円

【本スキームによる支払額】

● 6月支払分

$$16\text{億円} + \left[(20\text{億円} - 16\text{億円}) \times \frac{10}{8} (\text{※}) \right] = 21\text{億円}$$

〔4月診療分の診療報酬支払額〕 + 〔3ヶ月平均の診療報酬支払額〕 - 〔4月診療分の診療報酬支払額〕

(※) 資金繰り対策を手厚くする観点

● 7月支払分

$$16\text{億円} - 5\text{億円} = 11\text{億円}$$

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
松本吉郎

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その20）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その20）
（令2.6.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

（別添）

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」
（令和2年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、電話等再診料を算定可能とされた。この場合において、A001再診料に係る加算は算定可能か。

（答）

A001再診料の注4から注7までに規定する加算又は注11に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年2月28日から適用される。

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その3）」
（令和2年3月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、A002外来診療料を算定可能とされた。この場合において、外来診療料に係る加算は算定可能か。

（答）

A002外来診療料の注7から注9までに規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年3月2日から適用される。

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」
（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合に、A000初診料の注2に規定する214点を算定することとされた。この場合において、初診料に係る加算は算定可能か。

（答）

A000初診料の注6から注9までに規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年4月10日から適用される。